

「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る顧客の管理及び説明に関する規則」（新旧対照表）

「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る顧客の管理及び説明に関する規則」の一部を次のとおり改正する。

※傍線部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p>(取引限度額等)</p> <p>第3条 会員は、暗号資産関連デリバティブ取引を行うにあたり、顧客が取引によって生じた損失により生活の維持が困難な状態に陥るおそれのないように、あらかじめ顧客との取引限度額又は保有限度額を定め、当該顧客による取引の適正な管理に努めなければならない。</p> <p>2 会員は、暗号資産関連デリバティブ取引を行うにあたり、利用者に対して、それを提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者（役務の提供の事業を営む者をいう。）から有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号の利用をさせてはならない。</p>	<p>(取引限度額等)</p> <p>第3条 会員は、暗号資産関連デリバティブ取引を行うにあたり、顧客が取引によって生じた損失により生活の維持が困難な状態に陥るおそれのないように、あらかじめ顧客との取引限度額又は保有限度額を定め、当該顧客による取引の適正な管理に努めなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p>

「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る顧客の管理及び説明に関する規則」に関するガイドライン」（新旧対照表）

「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る顧客の管理及び説明に関する規則」に関するガイドライン」の一部を次のとおり改正する。

※傍線部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p>第3条第1項関係</p> <p>取引限度額等の管理は、所定の期間内の累計取引金額を基準とする方法や顧客の金融資産保有額（暗号資産現物及び暗号資産関連デリバティブ取引の保有額を含みます。以下同じ。）を基準とする方法、さらには所定の期間内の累計損失額をもって代替する方法などが考えられます。顧客が会員に預託する証拠金額を上回る損失を生ずるおそれのある取引については、顧客の金融資産保有額と累計損失額の2方面から限度額基準を定め管理することが最適な方法の1つと考えます。</p> <p>取引限度額等は、顧客に個別に設定することも、一律に設定することも可能です。ただし、一律に設定する場合には、損失許容量が最も小さい顧客に対しても十分安全な水準に設定しなければなりません。取引限度額等に達した顧客については、状態が回復するまでの期間、新たな取引を行わず、金融資産保有額の整理のための取引のみを行うこととするなど、実効性を伴った取引限度額の管理を行う必要があります。</p> <p>第3条第2項関係</p> <p><u>本項は、金商法第44条の2第1項第3号及び業府令第149条第1項第1号に従って、暗号資産関連デリバティブ取引を行うに当たって、いわゆるクレジットカードの利用を利用者にさせてはならないことを確認的に規定するものです。なお、同号に基づき、クレジットカードの利用に限らず、資金の貸付け若しくは手</u></p>	<p>第3条関係</p> <p>取引限度額等の管理は、所定の期間内の累計取引金額を基準とする方法や顧客の金融資産保有額（暗号資産現物及び暗号資産関連デリバティブ取引の保有額を含みます。以下同じ。）を基準とする方法、さらには所定の期間内の累計損失額をもって代替する方法などが考えられます。顧客が会員に預託する証拠金額を上回る損失を生ずるおそれのある取引については、顧客の金融資産保有額と累計損失額の2方面から限度額基準を定め管理することが最適な方法の1つと考えます。</p> <p>取引限度額等は、顧客に個別に設定することも、一律に設定することも可能です。ただし、一律に設定する場合には、損失許容量が最も小さい顧客に対しても十分安全な水準に設定しなければなりません。取引限度額等に達した顧客については、状態が回復するまでの期間、新たな取引を行わず、金融資産保有額の整理のための取引のみを行うこととするなど、実効性を伴った取引限度額の管理を行う必要があります。</p> <p><u>(新設)</u></p>

形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与を行うことを条件として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為が禁止されますので留意が必要です。

第 11 条関係

本条は、郵送による文書交付を想定しており、翌営業日までに文書を発送する必要があります。一方、電磁的方法による交付又は情報提供の場合には、郵送に伴う事務が生じないことから、受領を確認ししだい、速やかに顧客に情報提供されることが好ましいものと考えます。

第 11 条関係

本条は、郵送による文書交付を想定しており、翌営業日までに文書を発送する必要があります。一方、電磁的方法による交付又は情報提供の場合には、郵送に伴う事務が生じないことから、受領を確認ししだい、速やかに顧客に情報提供されることが好ましいものと考えます。カード決済を利用した取引においては、カード会社から利用承認を確認した時点をもって受領確認とするものとします。この場合、顧客がカード会社との決済を失念しないように、決済予定日を記載し通知することは好ましい方法の1つと考えられます。